



天改公告第6号

天羽土地改良区利水調整規程第7条及び第9条の規定により、令和8年度配水計画を次のとおり公表する。

令和7年12月18日

天羽土地改良区

理事長 齋 藤



1 令和8年度配水計画書 別紙のとおり

令和8年度天羽土地改良区配水計画書

令和8年度、天羽土地改良区における配水計画を次のとおりとする。

第1 取水等の基本事項

1 取水口等の位置

- 第1取水口（戸面原ダム） 富津市豊岡字川坂 2673番1地先（湊川左岸）
第2取水口（はなわ揚水機場） 富津市望井字川沼 313番3地先（湊川左岸）
第3取水口（関山揚水機場） 富津市竹岡字関山下 4509番付近（白狐川左岸）

2 取水期間

- (1) ダム取水の開始及び終了日
令和8年4月1日～8月25日（147日間）
(2) 通水試験 3月中旬頃
(3) 通水完了後の送水管管理（土砂払い） 9月中旬頃

3 取水量

水利使用規則第3条第1項により下表のとおり

区分	期別	苗代準備期	代播期	普通期
		4/1～4/25	4/26～5/15	5/16～8/25
最大取水量(m³/s)	第1取水口	0.291	1.084	1.163
	第2取水口	0.151	0.301	0.301
	計	0.442	1.385	1.464
日最大取水量(m³/日)	第1取水口	25,142	93,657	100,483
	第2取水口	13,046	26,006	26,006
	計	38,188	119,663	126,489

第2 各幹線ブロックの運営管理について

4 幹線ブロック

本地区の幹線ブロックは「別紙1 用水系統図」のとおり、5ブロック構成とする。

5 配水量及び配水期間

各幹線ブロックへの配水は、戸面原ダム及びはなわ揚水機場並びに関山揚水機場からの最大取水量、最大使用量、年間総取水量の範囲内において、近年の配水実績をもとに天候

や営農状況を勘査し行うものとする。

6 用水施設等の運営管理

- (1) 用水路及び揚水機場等の管理については、各地区ごとに点検を行う。
なお、補修整備等の必要があった場合には、土地改良区又は水利組合等と協議する。
- (2) 揚水機場の操作記録及び整備記録については、各揚水機場単位の水利組合等で行う。
- (3) 揚水機電気料及び用水路補修費（改良区管理分）は、天羽土地改良区が支払う。

7 配水管理の留意事項

- (1) 各幹線ブロック間の連絡体制については、各班長が主体となり、円滑な配水に努める。
 - ア 緊急時……各班内で連絡調整を行う。
 - イ 恒常的……それぞれのブロック会議で調整を行う。
- (2) 適切な用水管理に努める。各委員は巡回等により奨励を行う。
- (3) 畦畔からの漏水防止等（強固な畦畔塗り）の対応を組合員に周知徹底を行う。
- (4) 耕起、代掻きの際、長期間の浸水を避け、丁寧な代掻きを行うよう周知徹底を行う。
- (5) 中干しを行う場合は、耕地の状況の適正化を図るよう周知徹底を行う。

8 給水対策

- (1) 用水供給後、6月時点で、ダム湖の堆砂量が24%余りであるため、貯水量情報値が60%を下回ったとき、班長会議又は委員会で給水制限及び隔日通水を検討する。
- (2) 大幹線ブロックの隔日通水使用は「別紙2 給配水計画【通常時】」継続し実施する。
- (3) 渇水の恐れがあると判断した時は、班長会議を開催し「別紙3 給配水計画【渇水時】」により、隔日用水使用を継続し実施する。

9 自然災害等の緊急時の対応

大雨又は台風等による災害により、用水施設に被害があったときは、土地改良区に連絡する。

10 会議等

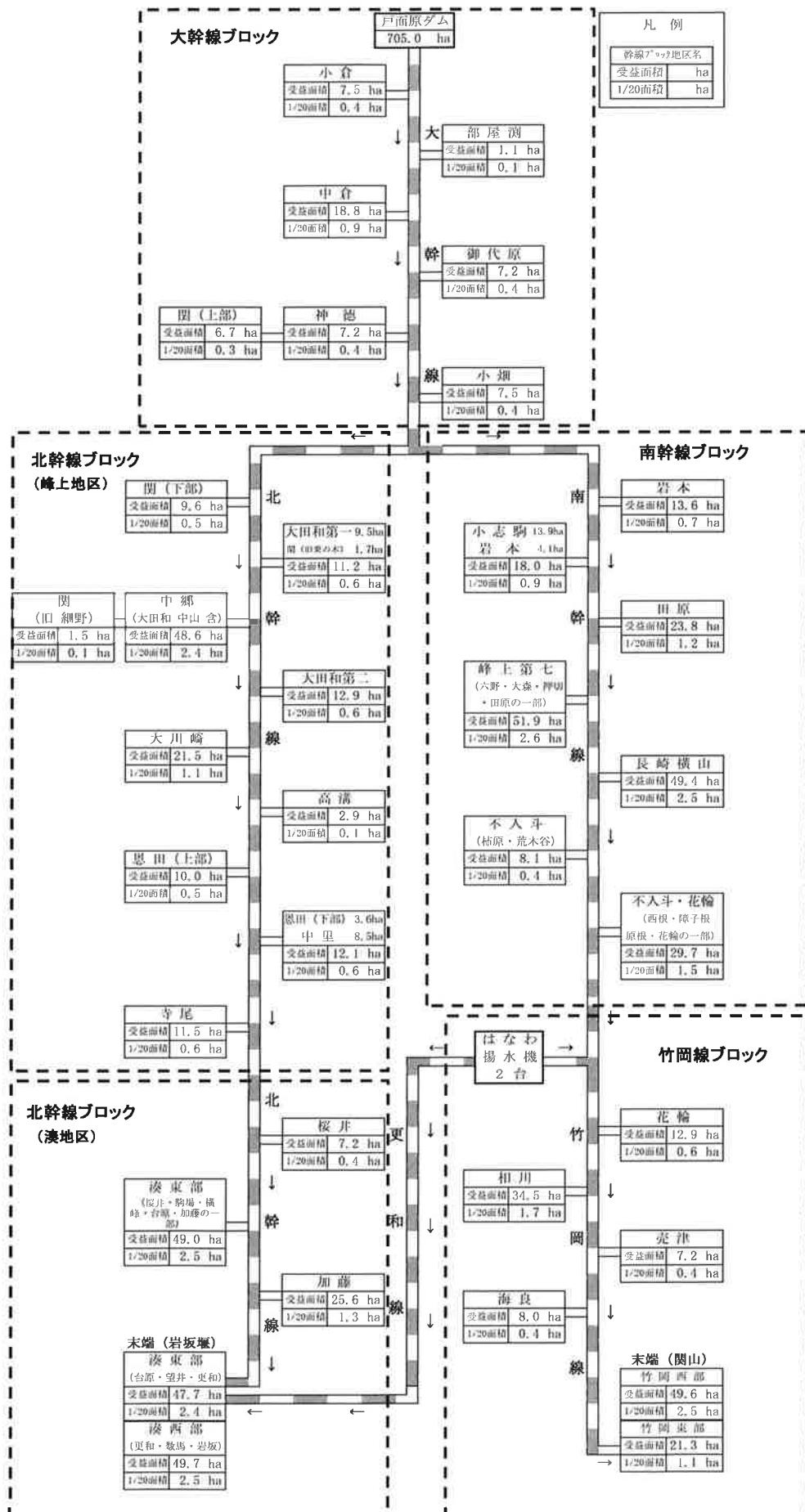
- (1) 用排水調整委員会議
- (2) 班長会議（かんがい期間中、班長会議を必要に応じて開催）

11 配水計画の周知の方法

- (1) 配水計画の周知方法は、土地改良区掲示板及びホームページ並びに土地改良区だよりによる周知。
- (2) 8の(3)により、渇水時の隔日給水を行う際は、別途通知する。

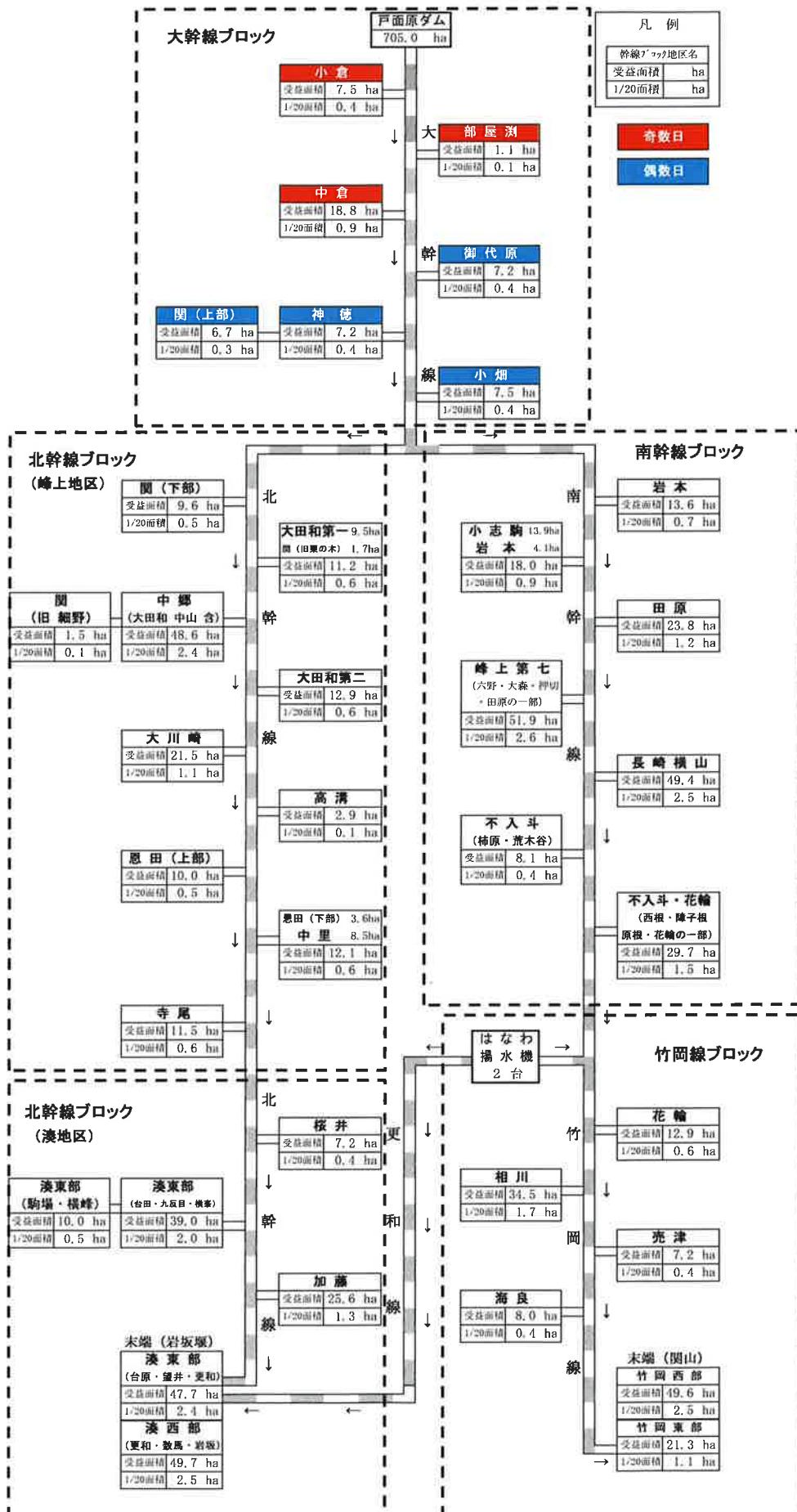
用 水 系 統 図

別紙 1



令和8年度給配水計画【通常時】

別紙2



令和8年度給配水計画【渇水時】

別紙3

